

令和2年度一般競争入札による行政財産
(自動販売機設置場所) 一時貸付のご案内

1 趣旨

本件貸付は、行政財産(自動販売機設置場所)を川崎市母子寡婦福祉協議会が借受して、自動販売機設置事業者との間に自動販売機設置場所の一時貸付契約を締結するものです。

2 入札物件(一時貸付物件)

	施設名・所在地	最低手数料	年間消費電力量	貸付面積
①	川崎区役所 1階 川崎区東田町8番地	売上の 21.389%	1701~1800kwh	1.68㎡(2台分)
②	川崎区役所 1階 川崎区東田町8番地	売上の 20.00%	501~600kwh	
③	川崎区役所大師支所 2階 川崎区東門前2-1-1	売上の 10.179%	601~700kwh	0.58㎡(1台分)
④	川崎区役所田島支所 1階 川崎区鋼管通2-3-3	売上の 20.00%	1801~1900kwh	0.8㎡(1台分)

※年間消費電力量は指定の電力量の自動販売機のみ

3 貸付期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

※ただし、契約期間満了1ヶ月前までに、解約の申出がなければ、更に1年間更新する。

4 貸付料(施設使用料)

1台 1ヶ月 2,700円(別途 消費税)

5 電気料

自動販売機の年間消費電力量に応じ、川崎市が算出する額(実費相当額)

※別添参照

6 入札日程

項 目	日 程
入札案内書の配布	令和2年7月21日（火）から
入札参加申込受付期間	令和2年8月19日（水）まで
開札	令和2年8月20日（木）
契約の締結期限	令和2年9月18日（金）

7 申込に必要な書類

- ①入札参加申込書

8 入札方法

- ①受付期間 令和2年8月19日（水）まで

- ②送付先 〒211-0067

川崎市中原区今井上町1番34号

一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

- ③申込方法 入札参加申込書を同封して

一般書留若しくは簡易書留による郵送

9 開札の日時・場所

令和2年8月20日（木）午前10時

川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ 会議室

10 入札の結果

開札後、川崎市母子寡婦福祉協議会のホームページに掲載

落札者に郵送で連絡

11 落札者の決定

最低販売手数料以上の入札を行った方のうち、最高販売手数料をもって入札を行った方を落札者とします。

12 契約の締結

落札者は、令和2年9月18日（金）までに川崎市母子寡婦福祉協議会と締結していただきます。

13 お問合せ先

入札案内に関するお問合せ先は、次のとおりです。

川崎市中原区今井上町1番34号

川崎市母子寡婦福祉協議会

電話 044-733-1166

入札参加申込書

(令和2年度一般競争入札による行政財産(自動販売機設置場所)一時貸付)

令和2年 月 日

(宛先) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

申込者 (入札者)	住所又は 所在地	〒	電話
	(フリガナ) 氏名又は 名称 代表者名		印

標記の一般競争入札に参加したいので、「令和2年度一般競争入札による行政財産(自動販売機設置場所)一時貸付の案内書」に記載された内容を全て承知の上、次のとおり入札します。

	物件場所	手数料率
①	川崎区役所 川崎区東田町8番地 1階 1701~1800kwh	売上の %
②	川崎区役所 川崎区東田町8番地 1階 501~600kwh	売上の %
③	川崎区役所大師支所 川崎区東門前2-1-1 2階 601~700kwh 0.58㎡	売上の %
④	川崎区役所田島支所 川崎区鋼管通2-3-3 1階 1801~1900kwh 0.80㎡	売上の %

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準

(平成 27 年 1 月 19 日付 26 川財運第 717 号)
最近改正 令和元年 11 月 26 日付 31 川財運第 1068 号

この算定基準は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項による行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等を使用者に負担させる場合の算定方法について定めるものとする。

なお、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項又は同法第 238 条の 5 第 1 項による貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができる。

1 算定方法

光熱水費等については、次のとおり算定する。

(1) 子メーターがある場合

市が支払う月額使用料×当月使用量（子メーター表示）／当月使用量（親メーター表示）

(2) 子メーターがない場合

市が支払う月額使用料×使用許可面積／建物の延床面積

2 電気料算定の特例

飲料自動販売機に係る電気料については、飲料自動販売機の年間消費電力量に応じ、飲料自動販売機 1 台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の 4 月 1 日時点（年度途中で使用許可を開始した場合は開始時点）の規格とする。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	800 (72)	9,600 (872)	1,001 - 1,100	3,500 (318)	42,000 (3,818)
101 - 200	1,000 (90)	12,000 (1,090)	1,101 - 1,200	3,800 (345)	45,600 (4,145)
201 - 300	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,201 - 1,300	4,200 (381)	50,400 (4,581)
301 - 400	1,600 (145)	19,200 (1,745)	1,301 - 1,400	4,500 (409)	54,000 (4,909)
401 - 500	1,800 (163)	21,600 (1,963)	1,401 - 1,500	4,800 (436)	57,600 (5,236)
501 - 600	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,501 - 1,600	5,200 (472)	62,400 (5,672)
601 - 700	2,300 (209)	27,600 (2,509)	1,601 - 1,700	5,500 (500)	66,000 (6,000)
701 - 800	2,600 (236)	31,200 (2,836)	1,701 - 1,800	5,900 (536)	70,800 (6,436)
801 - 900	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,801 - 1,900	6,200 (563)	74,400 (6,763)
901 - 1,000	3,100 (281)	37,200 (3,381)	1,901 - 2,000	6,500 (590)	78,000 (7,090)

※ 使用許可期間に一箇月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

3 その他

前 1 及び 2 によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる。

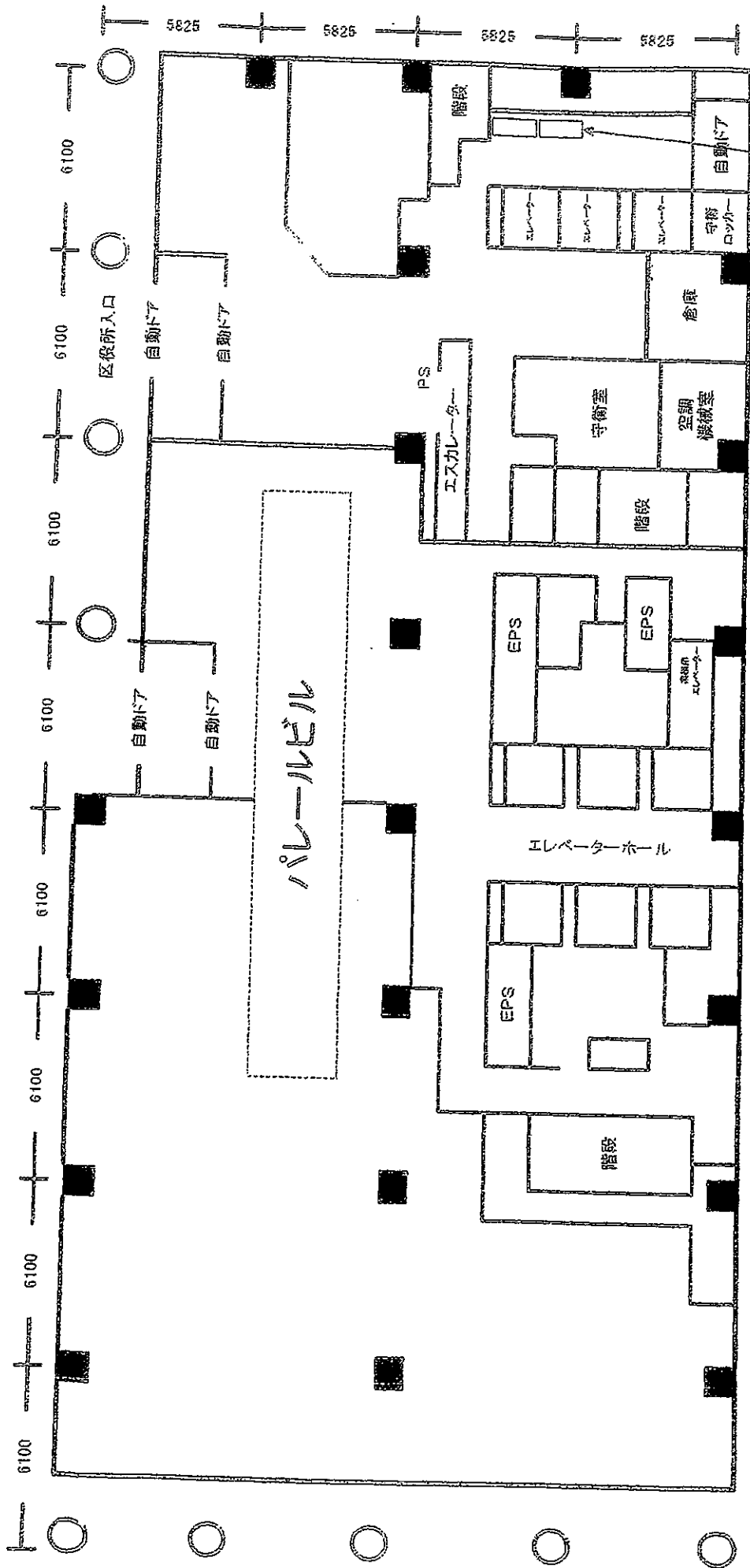
附 則

1 この算定基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この算定基準の施行日前に使用許可を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この算定基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



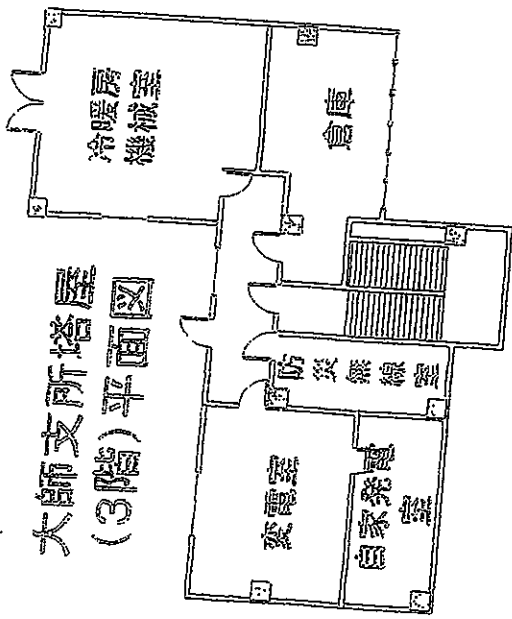
自動販売機設置場所

網掛け部分はパルールビル

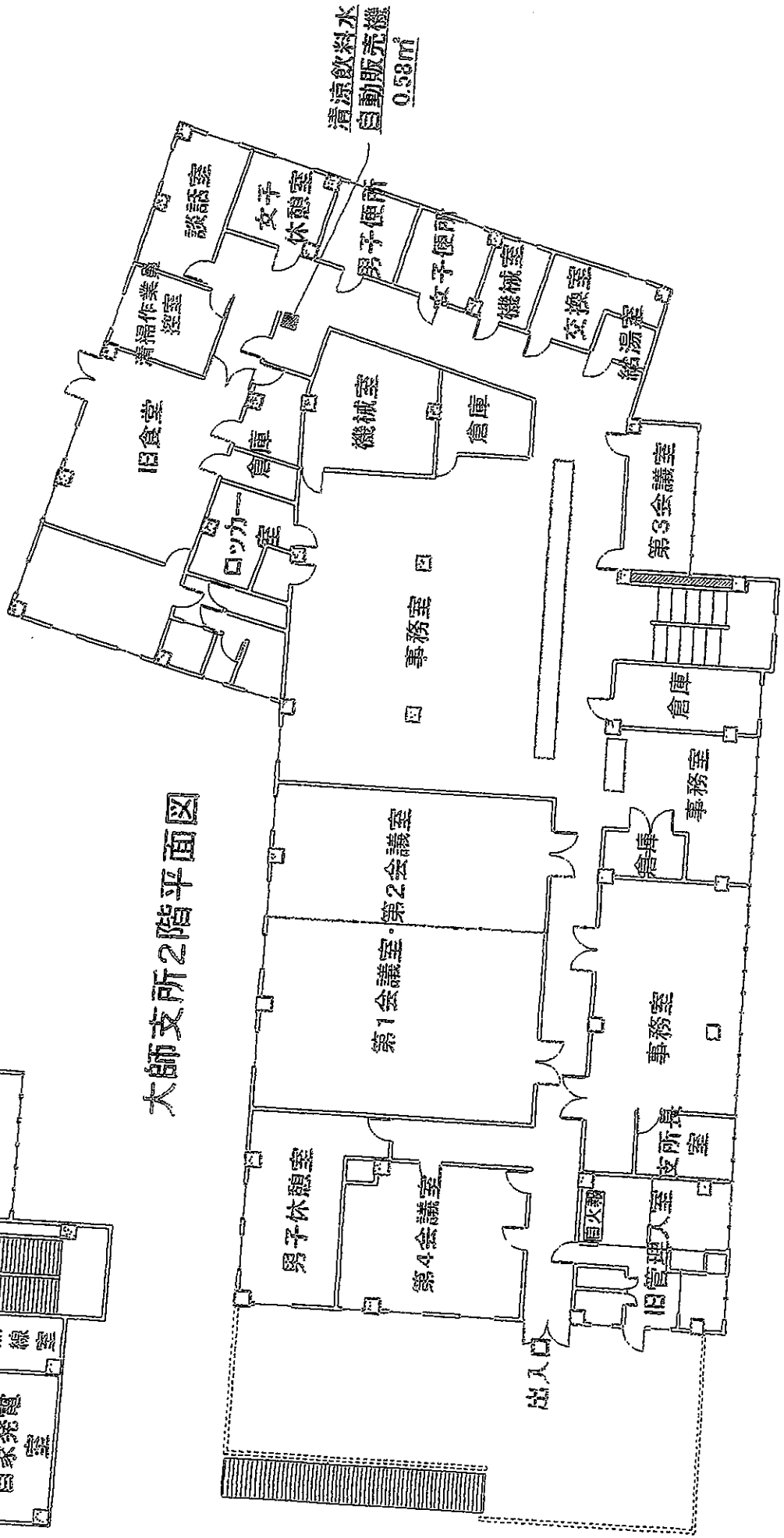
1階

川崎区役所

大師支所塔屋
(3階)平面図



大師支所2階平面図



田島支所庁舎平面図(1階)

